

(別紙1)

東日本大震災第7回仙台市災害義援金配分委員会議事概要

- 1 日 時 平成28年11月2日(水) 15:00~15:45
- 2 場 所 仙台市役所2階第4委員会室
- 3 出 席 庄司健治副委員長, 大浦礼子委員, 佐藤康行委員,
村上薫委員, 澤野博文監事, 尾町雅文監事

○事務局:

ただいまより開催する。本日の委員会はお手元の資料の次第に基づき進行していく。
会議開催前に配布資料を確認させていただく。

(配布資料の説明・確認)

○事務局:

次に、委員の皆様をご紹介させていただく。(委員紹介)

なお、阿部重樹委員長、佐藤いわ子委員、花島伸行委員については、本日都合により欠席であるが、仙台市災害義援金配分委員会設置要綱第8条第2項の規定により委員の半数以上にご出席いただいていることから定足数を満たし、会議を開催することができるので、ご報告する。また、委員長不在のため、同要綱第5条第4項の規定により庄司副委員長に議事の進行をお願いしたい。

○事務局: 副委員長からご挨拶いただく。

○副委員長:

本日急遽、委員長が欠席となってしまう、代わりに議事を進行することとなった。委員各位にも議事進行に際し、協力をいただくようお願いしたい。

○事務局: これ以降の議事の進行については、副委員長へお願いする。

○副委員長: 報告事項①「義援金の受付状況について」、事務局から説明いただきたい。

○事務局:

資料1の「義援金の受付状況について」報告させていただく。義援金受付団体分の3,819億4,515万3,894円と日本政府分の37億1,765万4,168円を合計した3,856億6,280万円余のうち、755億230万7千円が宮城県を通して本市に配分されている。また、宮城県受付分の義援金269億4,509万4,983円のうち、101億4,467万8千円が本市に配分されている。そのうち、本年8月に義援金受付団体分は第8次、宮城県受付分は第7次として配分を受け、また、本年8月及び9月に今年度に新たに申請された方の分として宮城県から配分を受けたため、前回の委員会で報告した数字から、義援金受付

(別紙1)

団体分として約4億100万円、宮城県受付分として約1,400万円増加している。また、前回の委員会でも報告したが、本市に直接寄せられた義援金として、11億380万9,706円を受付けている。

- 副委員長： 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 副委員長：
質問等が無いようなので、次の報告事項②「義援金の支給状況について」事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局：
報告事項②「義援金の支給状況について」報告させていただく。資料2の「義援金の支給状況について」の(1)の表を参照いただきたい。この表は、義援金受付団体及び宮城県が受付けた義援金の仙台市内での配分状況を示したものの。表の一番左側の列が各配分対象の区分で、括弧書きの数字が1世帯あたりの配分額である。次に表の2列目が本市が配分を受けた金額で、括弧書きの数字は件数である。3列目が対象者からの申請件数である。4列目が支給済件数で、申請者に対し実際に支給した件数である。申請件数と支給済件数はほぼ同数であるが、全壊の区分及び大規模半壊・半壊の区分で、それぞれ1件の未支給がある。これは表の下の脚注3にあるように、申請を受けたものの添付書類が不足のため9月末現在未支給となっているもの。よって、次の列の支給率について、当該区分は99.9%となっており、他の区分については100%となっている。その次の列は、対象者に対して振り込んだ支給額の累計であり、その合計額は855億6,977万9千円となっている。なお、宮城県から本市に配分された義援金受付団体及び宮城県受付分の合計は、2列目の配分金額合計欄の856億4,698万5千円であり、その差額が7,720万6千円生じている。これは表の下の脚注2のとおり、数次にわたる配分の途中で、世帯主の死亡等による口座解約等により振込不能となっているもの。事務局において、各回の振込後に振込不能が生じた際、1度は振込不能者に通知を出して口座変更の依頼を行っているが、市外に転出して宛先不明の方も多く、結果的に振込できない対象者が生じている。続いて本資料の裏面の(2)の表をご覧ください。この表は、仙台市が受付けた義援金の支給状況等を示したものの。前回の委員会です承いただいた、震災で両親を喪った孤児又は片親を喪った遺児総計143名に対し7月に支給を行った。その結果、申請件数8,210件に対し、全て支給を行っており、支給済金額の合計は11億380万9,706円である。
- 副委員長： 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員：
2点質問がある。1点目は、義援金受付団体及び県分の7,000万円余の配分残の取扱いについて事務局に伺いたい。2点目は、前回の委員会で虐待を受けている震災の遺児等において、虐待をしている親に対して機械的に親の口座に振込むのではなく、調べら

(別紙1)

れるケースについて、事務局で対応された結果について教えて欲しい。

○ 事務局：

1点目については、これまで5年あまりにわたり振込作業をする中で、途中までは振込ができていたが、先ほどの説明の理由で振込ができなくなっている方に対して、勸奨等を技術的に行うことができるのか検討するとともに、併せて、県又は同様の状況にある他市町に対して情報収集する等して対応を検討したい。2点目については、事務局から児童相談所に対して、委員から話があった件や、また、同様に虐待を受けている震災遺児等のケースがないか確認を行ったが、児童相談所からは、個人情報にあたることなのでお知らせできないとの回答であった。したがって、やむをえず従来の申請通りの口座に振り込むこととした。

○ 副委員長： よろしいか。他に質問等があればお願いしたい。

○ 委員：

前回の委員会で、問題提起されたケースについて、別の委員からは、未成年後見人をつけておけばよいのではとの提案もあったが、その結果はどうだったか。

○ 事務局：

問題になったケースについては、児童相談所に事実を確認したところ、現在児童相談所で関わっているケースであり、児童相談所と親との間で話し合っている最中であることまでは教えていただいた。未成年後見人を立てるかどうかまでは、教えられないとの回答であった。

○ 副委員長：

よろしいか。他に質問等があればお願いしたい。

質問等が無いようなので、次の報告事項③「仙台市災害対策本部受付義援金の監査の結果について」事務局から報告をお願いしたい。

○ 事務局：

報告事項③「仙台市災害対策本部受付義援金の監査の結果について」報告させていただく。まず、別紙「義援金配分フロー図」から説明する。この図は、義援金を本市でどのように収入し、どのように支出するかの流れを図示したもの。まず、寄付者から市長口座への振込、直接社会課に現金持参、または、現金書留で送金により受付を行う。それらの現金全てをその下の「歳計外現金収納（仙台市会計課口座）」に当課が発行する納入通知書により入金する。寄付者から入金があった都度その作業を行い、併せて、歳計外現金受払簿の受入額欄に収入額を記入する。その受け入れた義援金を被災者に配分する際は、先ほどの歳計外現金（会計課専用口座）から、社会課長名義の資金前渡口座に払出しを行う。その際も歳計外現金受払簿の払出額欄に支出額を記入する。さらに、その社会課長口座から銀行を通じて対象者に振り込むデータを送る、いわゆるファーム

(別紙1)

バンキングにより振込を行う。以上が、義援金の「入り」から「出」までの流れである。続いて資料③の「仙台市災害対策本部受付義援金の監査について」である。こちらは、8月26日と9月5日の2日間にわたり、本委員会の両監事に監査をしていただいた方法をまとめたもの。まず、「1 収入の部」の「(1) 歳計外現金受払簿と歳計外現金(会計課専用口座)への納入済通知書の確認」について。先ほど触れたとおり、義援金の受入金額について、歳計外現金受払簿の金額と納入済通知書の金額を確認いただいた。なお、※にあるように、無作為抽出した26件を確認していただき、区役所への現金持参分については、全件を確認いただいた。次に「(2) 市長口座の確認」について。寄付者からは主に市長口座に一旦振込され、当該口座から歳計外現金(会計課専用口座)に払出しされるので、その市長口座の確認である。市長口座に入金された全額が、歳計外現金(会計課専用口座)に支出されているか確認いただき、併せて、市長口座が平成28年6月23日に解約されていることを確認いただいた。なお、市長口座は4月以降も猶予期間として開放していたため、その間、2件の振込があり、うち4月の1件は、前回の配分委員会まで時間があったので、3月末分として算入したが、5月の1件分は、配分委員会直前だったので、本人の了承を得て、宮城県の義援金受付口座に振込を行った。また、※にあるように、市長口座は平成23年4月28日まで普通預金口座を使用していたため、預金利子271円が発生し、当該利子については、平成23年度仙台市一般会計歳入で預金利子として決算処理した。次に、「2 支出の部」の「(1) 歳計外現金(会計課専用口座)から資金前渡口座(社会課長口座)への払出の確認」について。受払簿の払出額と社会課長口座の入金額が一致していることを確認いただいた。次に、「(2) 社会課長口座からの振込の確認」について。この資金前渡口座は義援金受付団体及び宮城県からの義援金配分にも使用していることから、振込日毎に、仙台市独自支給分のみの支出額を抜き出した資料を別途用意して、当該資料の支給金額総額が、本市独自配分支給額合計と一致していることを確認いただいた。最後に「(3) 支出台帳、申請書、振込明細書の確認」について。申請者1件ごとに支出した実績をまとめた「支出台帳」と、申請者からの「申請書」、また、申請者への振込結果が一覧で記された、銀行からいただく「振込明細書」について、それぞれの金額等について確認いただいた。なお、配分対象区分のうち、両親を亡くした未成年者への支給分は7件と少なかったもので全件を確認いただき、その他の区分は、5件を無作為抽出にて確認いただいた。

- 副委員長： 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 副委員長：
よろしいか。他に質問等があればお願いしたい。
質問等が無いようなので、次の監査の結果について監事より報告を願いたい。
- 澤野監事：
監事を代表して私から資料④の「仙台市災害義援金会計監査報告書」を報告させていただく。8月26日及び9月5日に、仙台市災害義援金の会計の監査を行った。事務局である仙台市社会課の職員より職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、収

(別紙1)

入及び支出の状況を調査した。また、会計帳簿等の調査も行った。その監査の結果であるが、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載しているものと認める。また、計算書類は、仙台市の会計規則等に則って適正に処理されているものと認める。事務局の事務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事実認められない。なお、参考までに1点補足をするが、資料②「義援金支給状況について」の裏面の「両親を喪った孤児」及び「片親を喪った遺児」については、第6回の配分委員会でそれぞれ1円単位の端数で支給することにより、集まった総額11億380万9,706円をすべて支給することができた。事務局を担った仙台市健康福祉局社会課には、途中で担当者も変わることはあったが、正確性に気を配り、細部に渡っていい仕事をしてもらったことを各委員にお伝えするとともに、事務局には感謝申し上げる。

- 副委員長： この監事からの報告について質問等があればお願いしたい。
- 副委員長：
質問等が無いようなので、監事の二人には、監査の役目を十分に果たしていただき、改めて感謝申し上げます。
- 副委員長： そのほかに、意見、質問はないか。
- 委員： なし。
- 副委員長： それでは、事務局から報告等はないか。
- 事務局：
前回の委員会において、委員各位より県の義援金配分委員会で決まった配分金額や配分先の結果について教えていただけないかという話があったが、来年度以降の県の配分委員会の結果については、郵送にて事務局より各委員あてに送付することとした。
- 副委員長：
よろしいか。以上をもって、本日の委員会を閉会する。また、仙台市災害義援金配分委員会設置要綱第7条第2項の規定により、本委員会の委員は解任となる。今までの長きにわたり、委員各位には本委員会の議事運営等に協力をいただいたことを改めて感謝する。
- 事務局： 仙台市からも委員各位に感謝を申し上げたい。
- 社会課長：
本委員会は、最初に開催したのが震災翌月の4月27日で、それ以降、平成23年度は3回、24年度、26年度に各1回、今年度は計2回と、計7回開催した。本市受付の義

(別紙1)

援金は、震災当時、小学校又は中学校に新入学した児童・生徒や、親御さんを亡くされた未成年者への重点的な配分など、特色のある配分ができたものと思っており、これも委員の皆様方によるご意見のおかげと思っている。改めて委員の皆様へ感謝を申し上げ、本日をもって本委員会を終了させていただく。

○ 事務局： 本日の議事録は事務局で作成し、副委員長に確認いただきたい。

○ 一了一